

## 個人住民税(特別区民税・都民税)の寄附金税額控除のお知らせ

### ★寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について

特別区民税・都民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金は、次のとおりです。

- 1 都道府県・区市町村への寄附金(いわゆる「ふるさと納税」)
- 2 住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社支部への寄附金
- 3 所得税の寄附金控除対象団体のうち、都道府県・区市町村が条例で指定する団体への寄附金

### ★港区における条例指定寄附金の対象範囲について

- 1 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして、財務大臣が指定した寄附金(所得税法第78条第2項第2号)
- 2 特定公益増進法人(社会福祉法人、学校法人、公益社団・財団法人など)に対する寄附金(所得税法第78条第2項第3号)
- 3 所轄庁の認定を受けたNPO法人(認定NPO法人・特例認定NPO法人)に対する寄附金(租税特別措置法第41条の18の2第2項)

上記のうち、「**港区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金**」が特別区民税からの税額控除対象となります。対象団体等、詳しくは、港区のホームページをご覧ください。

なお、港区で条例指定している団体は、東京都が条例指定した控除対象団体でもあるため、都民税の税額控除対象にもなります。東京都が条例で指定する団体については、東京都主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)をご覧ください。

### ★個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です

寄附をした翌年の3月15日までに寄附をした際に受け取った寄附金に対する受領証明書等を添付して税務署で所得税の確定申告をしてください。この申告で所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。ただし、**確定申告書第二表「住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄**の記入が漏れていると個人住民税の寄附金税額控除が受けられない場合がありますので、下記の記載例を参考に正確に申告書を記入してください。

#### 確定申告書の記載例

- ①ふるさと納税の合計額 20,000円
- ②東京都の条例で指定されているが港区外の団体への寄附金の合計額 10,000円
- ③港区の条例で指定している団体への寄附金の合計額 15,000円

#### 【確定申告書第二表】○住民税に関する事項の欄

寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	20,000円	条例指定分	都道府県	25,000円
	住所地の共同募金 日赤支部分			市区町村	15,000円

(注) 港区の条例で指定した団体は、東京都の条例でも指定している団体でもあるため、この例では、条例指定分の「都道府県」欄には②と③を合計した25,000円と記入し、「市区町村」欄には③の15,000円分のみを記入します。

なお、所得税の確定申告をせずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合には、寄附をした年の翌年の1月1日現在お住いの区市町村に個人住民税の申告をしてください。ただし、この場合には、所得税の寄附金控除は受けられませんのでご注意ください。

問合せ先

港区産業・地域振興支援部

税務課 課税係

電話 3578-2593~8、2600~9